

岡津バスケットボールクラブ運営規約

1998年4月1日 制定

1. 会の目的

団体スポーツを通じた小学生児童の健全育成を自的として、児童の基礎体力の向上・礼儀・マナー・公共心及びバスケットボール技能の向上をはかる。

2. 保護者会

- (1) 当クラブ所属児童の全保護者で構成され、当クラブの健全運営及び組織維持拡充の為の各種活動を行う。
- (2) 保護者会は会の円滑な運営を行う為に、民主的方法で役員選出を行い、練習日程・練習会場の確保・関連団体との練絡・各種の支払い・予算執行等の日常の運用管理を一任する。
- (3) 保護者会は、当クラブ運営への助言及び児童の指導者として、会長及び指導者を外部から招請し、役員に加えることが出来る。

3. 役員構成

(1) 当クラブは、下記の役員をもって運営される。

① 会長	1名	⑥ 広報・イベント	各1名
② 保護者代表	1名	⑦ 監督	1名
③ 副代表	1～2名	⑧ 指導補助	若干名
④ 会計・書記	2～3名	⑨ 上位団体担当	1名
⑤ 学年代表	4～6名			

4. 役員の仕事

- (1) 役員の仕事は1年間とし、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合の補充役員任期は前任者の残存期間とする。
- (3) 各役員の仕事は次のように定める

① 会長

- ① 本クラブ運営のための適切な助言を行う
- ② 組織の維持拡充(部員/コーチ集め等)
- ③ 泉区ミニバス連盟との連携
- ④ 保護者会との各種調整
- ⑤ 学校/地域等の関連団体との折衝(体育館利用調整含む)

② 保護者代表

- ① 保護者の取りまとめ
- ② 組織維持拡充の為の活動
- ③ 関係団体への協力及び各種調整(泉区連盟/学校開放等)
- ④ 指導者(監督/コーチ)の任命
- ⑤ 会費運用(予算管理)

③ 学年代表

- ① 各学年の取りまとめ
- ② 各種連絡事項等の各担当学年への周知徹底
- ③ 緊急時電話連絡網の維持

④ 会計

- ① 部費の入出金管理(部費の徴収を含む)
- ② 予算執行管理
- ③ スポーツ保険加入手続き等の各種保険事務

⑤ 書記

- ① 部員名簿作成/維持
- ② 電話連絡網作成/維持
- ③ 練習場所(体育館)確保のための各種申請手続き
- ④ 練習日及び試合日の当番表作成
- ⑤ 保護者を対象とした対外試合結果等の通知活動

⑥ 広報

- ① 部員加入状況・練習内容・試合結果等等々、部外者に対する岡津バスケットボールクラブに活動内容の宣伝・広報活動

⑥イベント

- ① 当クラブ関係者を対象とした親睦を深める為のイベント企画
(年2回程度開催)

⑦監督

- ① チーム指導方針の立案
- ② 男子/女子各チームの技術・精神両面の育成
- ③ 試合の審判
- ④ 保護者会へのクラブ運営への助言
- ⑤ 指導体制の構築・維持
- ⑥ 試合への出場選手選出
- ⑦ 試合の戦略・戦術の決定

⑧指導補助

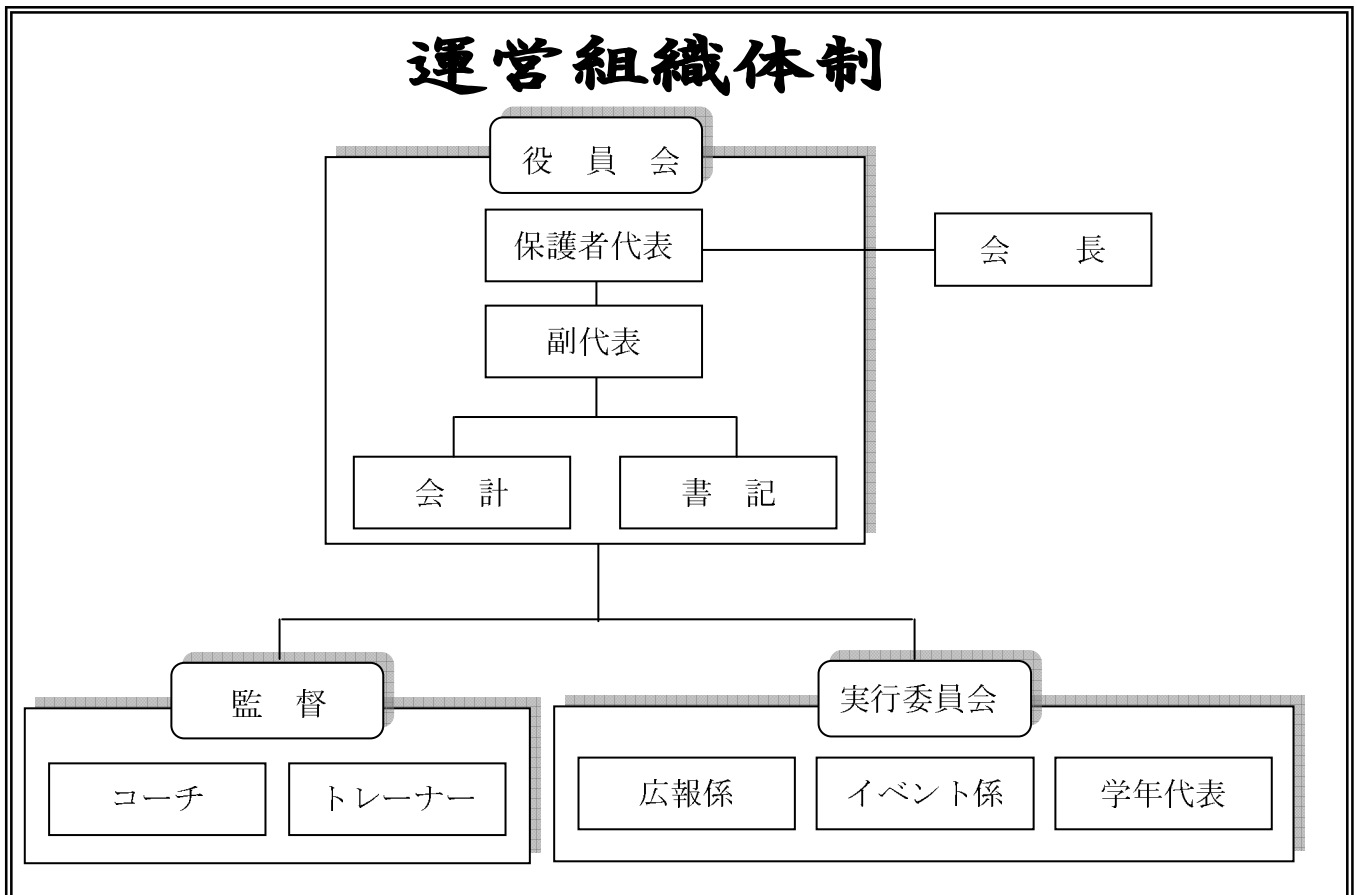
指導者からの委託を受けて、当クラブ参加児童の指導補助を行う。

⑨上位団体担当

当クラブの加盟する各種上位団体(「泉区ミニバス連盟」等)との連絡役を勤め
上位団体との連携を円滑に進める任を負うものとする。

5. 組織運営体制

保護者会・会長・役員・指導者による運営体制を下図のように定める



6. 役員選出

- (1) 指導者を除く各役員は、年度初めの保護者総会で、自薦・他薦により選出された候補者から、民主的な手法により選任するものとする。
- (2) 保護者代表は指導者代表となる「監督」を選出し、指導体制構築を依頼するものとする。
- (3) 指導者代表となる「監督」を委託された者は、必要なコーチ・トレーナーの選出と、指導体制を構築し、保護者代表の承認を得るものとする。
- (4) 保護者代表は、監督及び指導体制が当クラブの趣旨に相応しくないと判断した場合は、

例え任期途中であっても、これを解任できるものとする。

7. 活動資金

- (1) 保護者から徴収した会費を活動資金に充当するものとする。
但し、会費の金額及び徴収方法は別途細則にて制定するものとする
- (2) 活動資金への補助として、クラブ運営への支障をきたさない範囲で、有志寄付やスポンサーからの資金提供を備品購入等に充当することも可能とする。
- (3) 保護者から徴収した活動資金は、会長・監督・コーチ・役員への報奨には充当しないものとする。
- (4) 会長/指導者/役員は基本的に無償でその任に当るものとする。

8. 活動資金の支出規約

- (1) 活動資金は参加児童及び保護者にとって有益となる物品/活動に対して支出されるものとする。
- (2) ユニフォーム等の高額商品の購入で、会費以外に費用徴収が必要な場合は、事前に保護者会の合意を得た上で購入するものとする。
- (3) 年間予算の5%未満の支払は、保護者代表/会計の承認を以って、決済可能とする。
但し、年間予算の5%が5万円を超える場合は、5万円を上限とする。

9. 付則

- (1) その他必要事項は別途細則を制定して、運営するものとする。
- (2) この運営規約は2006年6月1日より施行する。

岡津バスケットボールクラブ運営規約 細則

1. 会費

会費の金額及び納入方法を以下のように定める。

① 月会費

金額： 部員1名当たり1,500円/月

納入方法： 前期(4月～9月)分 4月末までに一括納入

後期(10月～翌年3月) 9月末までに一括納入

納入先は会計とし、場所は別途設定する。

途中入部： 各期の参加月数に月会費を掛けた金額を練習参加月の前月までに一括納入

途中退部： 会費納入後二週間以上経過した後に退部する場合は、原則的に会費の返却はしないものとします。

② 保険料

金額： 横浜市スポーツ保険への年間保険料の実費

納入方法： 月会費の納入と同時に納入

途中退部： 基本的に返却しないものとする。又、退部と同時にスポーツ保険からも脱退したものとする。

2. 活動資金の支出費目補足

以下の物品及び活動を支出費目として認定する

① 対外試合への参加費

② ユニフォーム等のゲーム・練習で使用する物品購入

③ 上位居団体(泉区ミニバス連盟等)への会費

④ 関連団体への謝礼(例:学校施設利用の謝礼としてボール購入)

⑤ 組織運営の為に必要な事務用品・消耗品購入

⑥ 監督・コーチのスポーツ保険代金

⑦ 公式戦での審判手当て(外部審判を要請した場合)

⑧ 午前・午後を通して対外試合に参加する指導者に対して、昼食代金として1人1日につき1,000円を上限として支給

⑨ 会議費

但し、会議参加者1人1回につき500円までとし、年間活動予算総額の5%を上限とする。

(部員1人当たり年間1,200円×5%=600円の負担)

3. その他

① 入部に際しては『入部申請書 兼 承諾書』に必要事項を記入し、会費納入と同時に会計に提出することで、入部したものとみなす。

② 『入部申請書 兼 承諾書』は継続して当クラブに参加する場合も、必ず提出するものとする。

③ 当部の運営スローガンを下記のように定める

『楽しくなければバスケットじゃない!!』

④ 下図を当部の正式ロゴマークと定める

⑤ **クラブ役員及び当番は、活動中に発生した事故(自宅との往復も含む)に対して、一切の責務を負わず、スポーツ保険の適用範囲で処理するものとします。**



4. 付則

本細則は、岡津バスケットボールクラブ運営規約の細則として2006年6月1日より有効とする。